

○浜松市勤労福祉センター条例

令和6年6月17日

浜松市条例第43号

別表（第10条関係）

1 ホール等

利用区分		利用時間区分	午前9時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分
			1時間につき	まで
多目的ホール	勤労者団体等		円 710	円 350
	その他		1,430	710
大会議室	勤労者団体等		710	350
	その他		1,430	710
大会議室 2/3	勤労者団体等		480	240
	その他		960	480
大会議室 1/3	勤労者団体等		230	110
	その他		470	230
中会議室1	勤労者団体等		230	110
	その他		470	230
中会議室2	勤労者団体等		630	310
	その他		1,270	630
小会議室1	勤労者団体等		140	70
	その他		280	140
小会議室2	勤労者団体等		110	50
	その他		230	110
会議室1	勤労者団体等		140	70
	その他		280	140
会議室2	勤労者団体等		140	70
	その他		280	140
会議室3	勤労者団体等		140	70
	その他		280	140

会議室4		勤労者団体等	140	70
		その他	280	140
スタジオ		勤労者団体等	630	310
		その他	1,270	630
音楽室		勤労者団体等	390	190
		その他	790	390
茶室		勤労者団体等	190	90
		その他	380	190
美術工芸室		勤労者団体等	150	70
		その他	300	150
体 育 館	全面	勤労者団体等	640	320
		その他	1,280	640
	半面	勤労者団体等	320	160
		その他	640	320

備考

- 1 勤労者団体等とは、勤労者で組織する団体その他これに準じる団体で市長が認めるものをいう。以下同じ。
- 2 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 3 利用者が300円以上の入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。以下同じ。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 4 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の3に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。（2）において同じ。）に相当する額
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 5 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 楽器保管庫

1室1日につき 50円

3 庭球場

(1) 施設

利用区分	利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき
勤労者団体等	1面につき	550円
その他	1面につき	1,100円

備考

1 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までとする。

2 利用者が300円以上の入場料を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。

3 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

(1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の2に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。（2）において同じ。）に相当する額

(2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

4 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 照明設備

1面1時間につき（15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とする。）

200円

4 備付物品

規則で定める額